平成２４年（フ）第１０６８号
東京都福生市大字熊川67番地１ニューシティーコープ７―102号室
債務者　本橋　勝美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０６４号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番10―710号
債務者　工藤　征生
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２１号
東京都八王子市南大沢３丁目16番地２　４―209
債務者　千葉　通代
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６５１号
岡山市北区鹿田町１―８―18　アルファステイツ大学病院通り405、住民票上の住所岡山市北区京橋町９番15号
債務者　飯野　明美
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６９号
岡山市南区洲崎１丁目８番20号ハッピー88201号、旧住所岡山市北区表町３丁目15番15号表町三丁目ビル４Ｆ
債務者　政岡　桂子（旧姓星川）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８３号
岡山県赤磐市山陽７丁目１番５―306号、旧住所岡山県赤磐市山陽２丁目２番23号
債務者　大倉　祥男
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０１号
岡山市南区郡902番地41、旧住所岡山市南区若葉町24番５号
債務者　原田　庄一
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１６号
静岡県浜松市東区北島町911番地の２、前住所静岡県浜松市東区上西町1330番地の３
債務者　永井　　寛
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
静岡県浜松市東区北島町911番地の２、前住所静岡県浜松市東区上西町1330番地の３
債務者　永井　葉子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
静岡県浜松市西区入野町16442番地の９　マンションはなき２―201号
債務者　土田真由美
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
静岡県湖西市新居町新居500番地の187
債務者　土屋　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４５２号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目32番18号　ラフォーレ佐鳴台301号室
債務者　吉田　寛実
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
島根県浜田市三隅町湊浦132―１、住民票上の住所島根県浜田市三隅町湊浦130番地
債務者　三浦　　修
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１０９７号
東京都武蔵野市境１丁目23番24号木村興業株式会社
債務者　原　　義徳
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部